

市内流通食品の放射性物質検査結果（令和3年度）

1 検査機器

ゲルマニウム半導体検出器

2 検査機関

千葉市環境保健研究所

3 検査結果

10月19日から12月21日までに市内に流通する食品を10検体検査し、食品衛生法上の基準値を超過するものではありません

採取日	品目	生産地又は製造所	結果 (Bq/kg)			食品衛生法の判定
			セシウム134	セシウム137	合計	
10月12日	牛乳	千葉県※	<0.383	<0.607	<0.99	適
	粉ミルク	埼玉県※	<0.866	<0.840	<1.7	適
	乳児用飲料	千葉県※	<0.866	<0.970	<1.8	適
10月19日	ダイコン	千葉県	<0.675	<0.616	<1.3	適
	さつまいも	千葉県	<0.580	0.826	0.83	適
11月30日	サバ	宮城県	<0.544	<0.584	<1.1	適
	アジ	千葉県	<0.564	<0.606	<1.2	適
12月21日	りんごジュース	青森県※	<0.639	<0.582	<1.2	適
	こんにゃく	群馬県※	<0.567	<0.566	<1.1	適
	乳児用菓子	群馬県※	<0.924	<1.06	<2.0	適

注1 結果欄の「<(数値)」は、検出限界値です。

注2 放射性セシウムの合計値は、セシウム134と137の測定結果を合算したものを有効数字2桁で表記しており、検出限界値を表記した場合も同様です。

(平成24年3月15日付け食安発0315第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

※ 製造所の所在地を記載